

## 浜の活力再生プラン

## 1 地域水産業再生委員会

組織名	名護地域水産業再生委員会
代表者名	安里 政利（名護漁業協同組合 代表理事組合長）

再生委員会の構成員	名護漁業協同組合、名護市、沖縄県北部農林水産振興センター、沖縄県水産海洋技術センター
オブザーバー	名護市観光協会・名護市商工会

対象となる地域の範囲 及び漁業の種類	対象地域：沖縄県名護市名護漁業協同組合管内 (名護市内のうち、羽地・屋我地を除く地域) 組合員数：115名 漁業種別：イルカ漁業（6名）、マグロー本釣り漁業（30名）、ソデイカ旗流し漁業（30名）、小型定置網漁業（6名）、モズク養殖（3名）、潜水器漁業（32名）刺網（3名）、採介藻漁業（5名）、
-----------------------	---

## 2 地域の現状

## (1) 関連する水産業を取り巻く現状等

名護市は、県都那覇市から約 64 km の沖縄島北部に位置しており、東西 25 km、南北 20 km に及ぶ総面積 210.3 km<sup>2</sup>（県下 3 番目）を有する北部地域の中心都市である。東側は太平洋、西側は東シナ海に面し、その海岸が長く変化に富み、浅海域にはサンゴ礁が発達していることから、リゾート・レクリエーション地域としても高く評価されている。また本市は、やんばる国立公園、美ら海水族館、古宇利大橋、辺戸岬など北部地域の観光スポットへの交通の要衝であるため、近年は入込客数が増加傾向にあり、平成 27 年は 620 万人以上となっている。

本地域では、第 1 種漁港である汀間漁港、辺野古漁港、許田漁港と第 2 種漁港である名護漁港を中心に漁業生産活動が行われており、隣接する今帰仁村、本部町、大宜味村と共同で第 3 号漁業権を、単独で第 5 号漁業権を管理している。第 1 種共同漁業としてはヒトエグサ（アーサ）、モズク、オゴノリ、イバラノリ、ウニ、イセエビ、ナマコ、タコ、シャコガイ、ヒロセガイ、タカセガイ、ヤコウガイ、マガキガイ、サザエを対象とする採介藻漁業が、第 2 種共同漁業としては固定式刺網漁業とかご網漁業がそれぞれ営まれている。また、本地域の特定区画漁業権として、モズク養殖場 1 区画を有している。その他に、素潜り・潜水器漁業、ソデイカ・マグロー本釣り漁業、底はえ縄漁業、イルカ漁業など多岐にわたる漁業種類が営まれている。

特に本地域は、明治時代より「ひーとう」と呼ばれるイルカの漁が盛んであったことから、鯨食文化が根付いた地域であったが、操業隻数が許可制になったことで現在は 6 隻のみの操業となっている。また、イルカ漁業者が高齢となり、さらに親族承継の後継者不足で漁獲高減少の傾向にある。

ソデイカ漁業では、漁場が遠方化しているため、漁業者は漁業経費の負担増を余儀なくされている。さらには、名護地域の漁業者が水揚げするセリ市場では、魚価の変動が激しいため、漁業収入も不安定になっており、安定的な価格を維持するための取り組みが求められている。

このような課題が山積する中、本水産業再生委員会は、漁業者と一体になって観光協会や商工会との横断的な連携を図りながら、名護地域の水産業活性化と漁業経営の安定化に向けて取り組んでいく必要がある。

## (2) その他関連する現状等

名護漁協は、平成 21 年 10 月、地産地消の推進による水産業の振興や名護市中心街の活性化を目的として、市の中心街に近い名護漁港内に水産物直販所を整備した。開設 5 年後の平成 26 年度からは売上実績を徐々に伸ばし、平成 27 年度には集客人数が延べ 30 万人に達した。さらなる水産物の消費拡大に向けて、営業時間の延長や職員の増員等について検討を行い、取り組みを強化していくこととしている。

3 活性化の取組方針

(1) 基本方針

<p>効率的で安定的な漁家経営を目指し、漁業資源の継続的な利用を図るため、次の活動に取り組み、地域の活性化を図る。</p>	
<p><b>【収入向上】</b></p>	
1 浮魚礁漁場の整備	<p>現在、名護漁協管内では、沖縄海区漁業調整委員会の「浮魚礁の敷設及びこれを利用して行う水産動植物の採捕に関する委員会指示」の定めに従い3基の浮魚礁（パヤオ）を整備し、承認を受けている。新たにパヤオを2基整備することで、マグロ類等の漁獲量の増加を目指す。</p>
2 モズク養殖の生産向上と後継者の確保	<p>生産者は、沖縄県海洋技術センターが実施する研修や講習会等を積極的に活用し、モズクの安定生産を目指す。また漁協は、沖縄県担い手協議会が実施する漁業就業フェア等へ積極的に参加し、モズク養殖の新規就業者の確保に取り組む。</p>
3 鮮度保持および付加価値の向上	<p>漁船漁業者は、活き氷、神経締め、血抜き等による高鮮度化の取り組みを徹底し、魚価及び漁業収入の向上を図る。</p>
4 流通・加工体制の整備	<p>(1) 漁協は、イルカの市内への流通体制の構築に努める。                  (2) 漁協は、直販所において低未利用魚の利活用を図り、魚価および漁業収入の向上を図る。</p>
5 地産地消の推進	<p>漁協と漁業者は、名護桜まつり等のイベントに合わせて、名護産水産物のPRイベントを開催し、消費拡大を図るとともにイルカ食文化の継承を行う。</p>
6 資源管理	<p>漁協及び漁業者は、スジアラ（あかじん）及びシロクラベラ（まくぶ）の体長制限を継続する（現在は沖縄海区漁業調整委員会指示となっているが元々は漁業者による自主的な措置）。また、小型定置網について、自ら策定した資源管理計画（休漁期間の設定を含む）に基づく自主的な資源管理を実施する。</p>
<p><b>【コスト削減】</b></p>	
1 漁業共済・積立プラス・漁業経営セーフティネット構築事業等への加入促進	<p>燃油価格高騰等に伴う漁業経営圧迫に備え、共済等への加入を促進する。</p>
2 省燃油活動及び省エネ機器導入	<p>各漁業者は、省燃油活動や省エネ機器導入により経費削減を図る。特に、マグロ漁業者は、新規に整備された浮魚礁の活用を促進し、漁場探索時間と燃料コストの削減を図る。</p>
3 青色申告会の利用促進	<p>各漁業者は、青色申告会を利用して経営に関する知見を深め、経営者としてコスト削減を意識した漁業経営に努める。</p>

(2) 漁獲努力量の削減・維持及びその効果に関する担保措置

<p>本地域は、共同第3、5号漁業権行使規則や沖縄県漁業調整規則で定められた体長制限や禁漁期間等を遵守している。また、沖縄海区漁業調整委員会が定められたスジアラ（あかじん）、シロクラベラ（まくぶ）の体長制限並びにソデイカ漁の5月~10月禁漁も遵守している。</p> <p>上記の公的措置に加え、小型定置網については、資源管理計画を策定し、休漁期間を設け自主管理を行っている。</p>
---

(3) 具体的な取り組み内容（毎年ごとに数値目標とともに記載）

1年目（令和元年度）下記の取組により、漁業所得を基準年比2.0%向上させる。

漁業収入向上のための取組	<p>1 浮魚礁漁場の整備</p> <p>漁協とマグロー本釣漁業者は、令和元年度に離島漁業再生支援金を活用して設置したパヤオ利用</p>
--------------	--

	<p>の漁獲高を検証し、新たなパヤオの整備に向けて協議を開始する。</p> <p>2 モズク養殖の生産向上及び後継者確保 生産者は、沖縄県もずく養殖業振興協議会の講習会等に参加して情報共有や生産技術の向上を図る。また漁協は、漁業就業フェア等へ積極的に参加し、もずく養殖の新規就業者の確保に取り組む。</p> <p>3 鮮度保持および付加価値の向上 漁船漁業者は、沖縄県水産海洋技術センター主催の活きメ、神経締め、血抜き等の講習会を受け、習得した技術を実践することにより、市場に供給する水産物の魚価の向上を図る。</p> <p>4 流通・加工体制の整備 (1) 漁協とイルカ漁業者は、イルカの流通・魚食普及に向けて協議を開始する。 (2) 漁協は直販所運営委員会と連携して、本直販所で提供する食事について、低利用魚（ミズン）や低利用部位（ソデイカ等のゲソ）を活用したメニューの開発に取り組む。1年目は、単価が若干高い直販所向け出荷量を、全体の10%（基準年）から12%に拡大することを目標とする。</p> <p>5 地産地消の推進 漁協は直販所運営委員会と連携し、名護夏まつりや名護桜まつり等のイベントに合わせて、地元住民や観光客へ地域水産物（マグロ類、イルカ、モズク等）をPRするとともに、鮮魚販売や食事の提供を行う。 漁協及び漁業者は、スジアラ（あかじん）及びシロクラベラ（まくぶ）の体長制限を継続する（現在は沖縄海区漁業調整委員会指示となっているが元々は漁業者による自主的な措置）。また、小型定置網について、自ら策定した資源管理計画（休漁期間の設定を含む）に基づく自主的な資源管理を実施する。</p>
<p>漁業コスト削減のための取組</p>	<p>1 漁業共済・積立プラス・漁業経営セーフティネット構築事業等への加入促進 漁業者は、燃油価格高騰等に伴う漁業経営圧迫に備え、共済等への加入を促進する。</p> <p>2 省燃油活動及び省エネ機器導入 漁船漁業の漁業者は、名護漁協が開催する省燃油に関する講習会を受講し、燃油の経費削減効果への理解を深め、それを実践する。また、省エネ機器導入を推進することにより経費削減に努める。</p> <p>3 青色申告会の利用促進 漁業者は、青色申告会を利用して経営に関する知見を深め、経営者としてコスト削減を意識した漁業経営に努める。</p>
<p>活用する支援措置等</p>	<p>【収入向上】 離島漁業再生支援交付金（収入向上の1と5） 名護市水産奨励補助事業（収入向上の5）</p> <p>【コスト削減】 漁業経営セーフティネット構築事業（コスト削減の1） 省エネ機器等導入推進事業（コスト削減の2） 省燃料活動推進事業（コスト削減の2）</p>

2年目（令和2年度）

以下の取組により、漁業所得を基準年比4.2%向上させる。

以下の取組内容は、取組の進捗状況や得られた成果を踏まえ必要に応じて見直すこととする。

<p>漁業収入向上のための取組</p>	<p>1 浮魚礁漁場の整備 漁協は、パヤオの整備（1基）を行い、漁業者は整備したパヤオを利用しマグロ等の漁獲に努める。</p> <p>2 モズク養殖の生産向上</p>
---------------------	---

	<p>生産者は、引き続き、沖縄県もずく養殖業振興協議会の講習会等に参加して情報共有や生産技術の向上を図り、モズク網を 306 枚から 15 枚増した 321 枚とし 20.5 トンの水揚げを目指す。また漁協は、漁業就業フェア等へ積極的に参加し、新規就業者の確保に取り組む。</p> <p>3 鮮度保持および付加価値の向上</p> <p>漁船漁業者は、前年度に引き続き、活き〆、神経締め、血抜き等の講習会を受け、習得した技術を実践することにより、市場に供給する水産物の魚価の向上を図る。</p> <p>4 流通・加工体制の整備</p> <p>(1) 漁協とイルカ部会は、直販所を通してイルカ肉の販売と料理の提供を行う。</p> <p>(2) 漁協は直販所運営委員会と連携して、前年度に引き続き、本直販所で提供する食事について、低利用魚（ミズン）や低利用部位（ソデイカ等のゲソ）を活用したメニューを開発に取り組む。</p> <p>2 年目は、低利用魚・低利用部位を水揚量の 14 %を直販所で取り扱うことを目標とする。</p> <p>5 地産地消の推進</p> <p>漁協は直販所運営委員会と連携し、名護夏まつりや名護桜まつり等のイベントに合わせて、地元住民や観光客へ地域水産物（マグロ類、イルカ、モズク等）を PR するとともに、鮮魚販売や食事の提供を行う。また、名護市観光協会や名護市商工会と連携し、イベントの周知を図る。</p> <p>6 資源管理</p> <p>漁協及び漁業者は、スジアラ（あかじん）及びシロクラベラ（まくぶ）の体長制限を継続する（現在は沖縄海区漁業調整委員会指示となっているが元々は漁業者による自主的な措置）。また、小型定置網について、自ら策定した資源管理計画（休漁期間の設定を含む）に基づく自主的な資源管理を実施する。</p>
<p>漁業コスト削減のための取組</p>	<p>1 漁業共済・積立プラス・漁業経営セーフティネット構築事業等への加入促進</p> <p>漁業者は、燃油価格高騰等に伴う漁業経営圧迫に備え、共済等への加入を促進する。</p> <p>2 省燃油活動や省エネ機器導入</p> <p>漁船漁業の漁業者は、通常航行時に約 1 ノット減速に努め、船底清掃を年 1 回から 2 回へ増やすことで、燃油コストの削減を図る。また、省エネ機器導入を推進し、経費削減に努める。</p> <p>3 青色申告会の利用促進</p> <p>漁業者は、経営者としてコスト削減を意識した漁業経営を行えるよう利用促進を図る。</p>
<p>活用する支援措置等</p>	<p><b>【収入向上】</b></p> <p>離島漁業再生支援交付金（収入向上の 1 と 5）</p> <p>名護市水産業補助事業（収入向上の 5）</p> <p><b>【コスト削減】</b></p> <p>漁業経営セーフティネット構築事業（コスト削減の 1）</p> <p>省エネ機器等導入推進事業（コスト削減の 2）</p> <p>省燃料活動推進事業（コスト削減の 2）</p>

3 年目（令和 3 年度）

以下の取組により、漁業所得を基準年比 11.6 向上させる。

以下の取組内容は、取組の進捗状況や得られた成果を踏まえ必要に応じて見直すこととする。

<p>漁業収入向上のための取組</p>	<p>1 浮魚礁漁場の整備</p> <p>漁協は、前年度に引き続き、さらにパヤオを 1 基増設する。</p> <p>2 モズク養殖の生産向上</p> <p>生産者は、引き続き、沖縄県もずく養殖業振興協議会の講習会等に参加して情報共有や生産技術の向上を図り、モズク網を 321 枚から 30 枚増し 351 枚とし、23.5 トンの水揚げを目指す。また漁協は、漁業就業フェア等へ積極的に参加し、新規就業者の確保に取り組む。</p> <p>3 鮮度保持および付加価値の向上</p>
---------------------	--

	<p>漁船漁業者は、講習会で習得した技術を実践することにより、市場に供給する水産物の魚価の向上を図る。</p> <p>4 流通・加工体制の整備</p> <p>(1) 漁協とイルカ漁業者は、新たに直販所にて販売・料理提供をする。名護市観光協会・名護商工会と協力し、近隣飲食店へのイルカ肉の流通に取り組む。</p> <p>(2) 漁協は直販所運営委員会と連携して、前年度に引き続き、本直販所で提供する食事について、低利用魚(ミズン)や低利用部位(ソデイカ等のゲソ)を活用したメニューを開発に取り組む。</p> <p>3年目は、低利用魚・低利用部位を水揚量の16%を直販所で取り扱うことを目標とする。</p> <p>5 地産地消の推進</p> <p>漁協は直販所運営委員会と連携し、名護夏まつりや名護桜まつり等のイベントに合わせて、地元住民や観光客へ地域水産物(マグロ類、イルカ、モズク等)をPRするとともに、鮮魚販売や食事の提供を行う。また、名護市観光協会や名護市商工会と連携し、イベントの周知を図る。</p> <p>6 資源管理</p> <p>漁協及び漁業者は、スジアラ(あかじん)及びシロクラベラ(まくぶ)の体長制限を継続する(現在は沖縄海区漁業調整委員会指示となっているが元々は漁業者による自主的な措置)。また、小型定置網について、自ら策定した資源管理計画(休漁期間の設定を含む)に基づく自主的な資源管理を実施する。</p>
<p>漁業コスト削減のための取組</p>	<p>1 漁業共済・積立プラス・漁業経営セーフティネット構築事業等への加入促進</p> <p>漁業者は、燃油価格高騰等に伴う漁業経営圧迫に備え、共済等への加入を促進する。</p> <p>2 省燃油活動や省エネ機器導入</p> <p>漁船漁業の漁業者は、通常時の1ノット減速航行と船底清掃2回/年を継続し、燃油コストの削減を図る。また、前年度までに設置されたパヤオの利用を図り、漁場探索に係る時間を短縮し、コスト削減を図る。さらに、省エネ機器導入を推進し、経費削減に努める。</p> <p>3 青色申告会の利用促進</p> <p>漁業者は、経営者としてコスト削減を意識した漁業経営を行えるよう利用促進を図る。</p>
<p>活用する支援措置等</p>	<p>【収入向上】</p> <p>離島漁業再生支援交付金 (収入向上の1と5)</p> <p>名護市水産業補助事業 (収入向上の5)</p> <p>【コスト削減】</p> <p>漁業経営セーフティネット構築事業 (コスト削減の1)</p> <p>省エネ機器等導入推進事業 (コスト削減の2)</p> <p>省燃料活動推進事業 (コスト削減の2)</p>

4年目(令和4年度)

以下の取組により、漁業所得を基準年比16.3%向上させる。

以下の取組内容は、取組の進捗状況や得られた成果を踏まえ必要に応じて見直すこととする。

<p>漁業収入向上のための取組</p>	<p>1 浮魚礁漁場の整備</p> <p>漁業者は2年目、3年目に整備したパヤオでのマグロ等の漁獲に努める。</p> <p>2 モズク養殖の生産向上</p> <p>生産者は、引き続き、沖縄県もずく養殖業振興協議会の講習会等に参加して情報共有や生産技術の向上を図り、モズク網を351枚から45枚増で396枚とし26.5トンの水揚げを目指す。また漁協は、漁業就業フェア等へ積極的に参加し、新規就業者の確保に取り組む。</p> <p>3 鮮度保持および付加価値の向上</p> <p>漁船漁業の漁業者漁船漁業者は、講習会で習得した技術を実践することにより、市場に供給する水産物の魚価の向上を図る。</p>
---------------------	--

	<p>4 流通・加工体制の整備</p> <p>(1) 漁協とイルカ漁業者は前年に引き続き直販所にて販売・料理提供をする。名護市観光協会・名護市商工会と協力し、近隣飲食店へのイルカ肉の流通に取り組む。</p> <p>(2) 漁協は直販所運営委員会と連携して、前年度に引き続き、本直販所で提供する食事について、低利用魚(ミズン)や低利用部位(ソデイカ等のゲソ)を活用したメニューを開発に取り組む。4年目は、低利用魚・低利用部位を水揚量の18%を直販所で取り扱うことを目標とする。</p> <p>5 地産地消の推進</p> <p>漁協は直販所運営委員会と連携し、名護夏まつりや名護桜まつり等のイベントに合わせて、地元住民や観光客へ地域水産物(マグロ類、イルカ、モズク等)をPRするとともに、鮮魚販売や食事の提供を行う。また、名護市観光協会や名護市商工会と連携し、イベントの周知を図る。</p> <p>6 資源管理</p> <p>漁協及び漁業者は、スジアラ(あかじん)及びシロクラベラ(まくぶ)の体長制限を継続する(現在は沖縄海区漁業調整委員会指示となっているが元々は漁業者による自主的な措置)。また、小型定置網について、自ら策定した資源管理計画(休漁期間の設定を含む)に基づく自主的な資源管理を実施する。</p>
<p>漁業コスト削減のための取組</p>	<p>1 漁業共済・積立プラス・漁業経営セーフティネット構築事業等への加入促進</p> <p>漁業者は、燃油価格高騰等に伴う漁業経営圧迫に備え、共済等への加入を促進する。</p> <p>2 省燃油活動や省エネ機器導入</p> <p>漁船漁業の漁業者は、通常時の1ノット減速航行と船底清掃2回/年を継続し、燃油コストの削減を図る。また、前年度までに設置された浮魚礁の利用を図り、漁場探索に係る時間を短縮し、コスト削減を図る。さらに、省エネ機器導入を推進し、経費削減に努める。</p> <p>3 青色申告会の利用促進</p> <p>漁業者は、経営者としてコスト削減を意識した漁業経営を行えるよう利用促進を図る。</p>
<p>活用する支援措置等</p>	<p>【収入向上】</p> <p>離島漁業再生支援交付金 (収入向上の1と5)</p> <p>名護市水産業補助事業 (収入向上の5)</p> <p>【コスト削減】</p> <p>漁業経営セーフティネット構築事業 (コスト削減の1)</p> <p>省エネ機器等導入推進事業 (コスト削減の2)</p> <p>省燃料活動推進事業 (コスト削減の2)</p>

5年目(令和5年度)

以下の取組により、漁業所得を基準年比16.4%向上させる。

以下の取組内容は、取組の進捗状況や得られた成果を踏まえ必要に応じて見直すこととする。

<p>漁業収入向上のための取組</p>	<p>1 浮魚礁漁場の整備</p> <p>漁業者は、引き続き、設置されたパヤオの利用を図り、マグロ類等の安定供給を目指す。</p> <p>2 モズク養殖の生産向上</p> <p>生産者は、引き続き、沖縄県もずく養殖業振興協議会の講習会等に参加して情報共有や生産技術の向上を図り、モズク網を396枚から60枚増し456枚とし30.5トンの水揚げを目指す。また漁協は、漁業就業フェア等へ積極的に参加し、新規就業者の確保に取り組む。</p> <p>3 鮮度保持および付加価値の向上</p> <p>漁船漁業者は、講習会で習得した技術を実践することにより、市場に供給する水産物の魚価の向上を図る。</p> <p>4 流通・加工体制の整備</p> <p>(1) 前年に引き続き直販所にて販売・料理提供をする。名護市観光協会・名護市商工会と協力し、</p>
---------------------	---

	<p>近隣飲食店へのイルカ肉の流通に取り組む。</p> <p>(2) 漁協は直販所運営委員会と連携して、前年度に引き続き、本直販所で提供する食事について、低利用魚(ミズン)や低利用部位(ソデイカ等のゲソ)を活用したメニューを開発に取り組む。</p> <p>5年目は、低利用魚・低利用部位を水揚量の20%を直販所で取り扱うことを目標とする。</p> <p>5 地産地消の推進</p> <p>漁協は直販所運営委員会と連携し、名護夏まつりや名護桜まつり等のイベントに合わせて、地元住民や観光客へ地域水産物(マグロ類、イルカ、モズク等)をPRするとともに、鮮魚販売や食事の提供を行う。また、名護市観光協会や名護市商工会と連携し、イベントの周知を図る。</p> <p>6 資源管理</p> <p>漁協及び漁業者は、スジアラ(あかじん)及びシロクラベラ(まくぶ)の体長制限を継続する(現在は沖縄海区漁業調整委員会指示となっているが元々は漁業者による自主的な措置)。また、小型定置網について、自ら策定した資源管理計画(休漁期間の設定を含む)に基づく自主的な資源管理を実施する。</p>
漁業コスト削減のための取組	<p>1 漁業共済・積立プラス・漁業経営セーフティネット構築事業等への加入促進</p> <p>漁業者は、燃油価格高騰等に伴う漁業経営圧迫に備え、共済等への加入を促進する。</p> <p>2 省燃油活動や省エネ機器導入</p> <p>漁船漁業の漁業者は、通常時の1ノット減速航行と船底清掃2回/年を継続し、燃油コストの削減を図る。また、前年度までに設置されたパヤオの利用を図り、漁場探索に係る時間を短縮し、コスト削減を図る。さらに、省エネ機器導入を推進し、経費削減に努める。</p> <p>3 青色申告会の利用促進</p> <p>漁業者は、経営者としてコスト削減を意識した漁業経営を行えるよう利用促進を図る。</p>
活用する支援措置等	<p>【収入向上】</p> <p>離島漁業再生支援交付金 (収入向上の1と5)</p> <p>名護市水産業補助事業 (収入向上の5)</p> <p>【コスト削減】</p> <p>漁業経営セーフティネット構築事業 (コスト削減の1)</p> <p>省エネ機器等導入推進事業 (コスト削減の2)</p> <p>省燃料活動推進事業 (コスト削減の2)</p>

(4) 関係機関との連携

<p>名護市観光協会</p> <p>水産物の地産地消に向け、市内流通の開拓や観光客への直販所のPRを連携</p> <p>名護市商工会</p> <p>水産物の地産地消に向け、市内流通の開拓や観光客への直販所のPRを連携</p>
--

4 目標

(1) 数値目標

漁業所得の向上10%以上	基準年	
	目標年	

(2) 上記の算出方法及びその妥当性

--

(3) 所得目標以外の成果目標

地域経済への貢献	基準年	
	目標年	

(4) 上記の算出方法

--

## 5 関連施策

活用を予定している関連施策名とその内容及びプランとの関係性

事業名	事業内容及び浜の活力再生プランとの関係性
離島漁業再生支援交付金(所得向上・コスト削減)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・長期にわたり安定的な水揚げが確保できるよう浮魚礁の整備を行う。</li> <li>・地域水産物の付加価値を高めるための加工品開発や高付加価値化の取り組み、販路拡大。</li> </ul>
漁業経営セーフティネット構築事業（コスト削減）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・燃油価格の上昇に備えて漁業者の加入を促進し、燃油高騰時の漁業経費負担を軽減して漁業経営の改善と安定を図る。</li> </ul>
省エネ機器等導入推進事業（コスト削減）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・省エネ機器を導入し、燃油コストの削減を行う。</li> </ul>
省燃料活動推進事業（コスト削減）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・省燃料活動を推進し、燃油コストの削減を行う。</li> </ul>
名護市水産業補助事業（コスト削減）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・省エネ機器を導入し、燃油コストの削減を行う。</li> </ul>

※本欄の記載により関連施策の実施を確約するものではない。